

# 物 件 調 査 書

物件番号 67

所在地		北海道久遠郡せたな町瀬棚区南川165番2 外1筆					
住居表示		同 所					
現況地目及び面積等		宅地	412.93 m <sup>2</sup>			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	165番2	166番2				
	地目	宅地	宅地				
	数量	266.99m <sup>2</sup>	145.94m <sup>2</sup>				
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路の状況		東側 舗装国道 幅員約 22.0 m					
法令に基づく制限	建築都市計画法	都市計画区域外					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区					
		建ぺい率	指定なし				
		容積率	指定なし				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	・景観法 ・文化財保護法						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有				
	公共下水道	接面道路配管	有			有	
都市ガス	接面道路配管	無					
交通機関	バス	函館バス 『瀬棚開建前』 停留所まで徒歩4分					
公共施設	せたな町役場		せたな町立瀬棚小学校		せたな町立瀬棚中学校		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物件において下水道を利用する際には、排水設備申請時に賦課決定される下水道受益者負担金（建物1棟につき90,000円）を支払う必要があります。詳細については、せたな町に照会願います。</li> <li>・当該物件は、埋蔵文化財が発見される可能性が高い地区に所在するため、土木工事等を行う場合は、せたな町教育委員会との事前協議等が必要となる場合があります。詳細については、せたな町教育委員会に照会願います。</li> <li>・当該物件の接面道路に植樹帯、ゴミステーション及び電柱が設置されているため、現状において車両の進入は一部からしかできません。</li> <li>・当該物件の北側隣接地の車庫が越境して設置されています。</li> <li>・当該物件の北側隣接地から生垣及び樹木の枝が越境しています。</li> <li>・当該物件の南側隣接地の建物の煙突及び灯油タンクが越境して設置されています。</li> </ul>						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

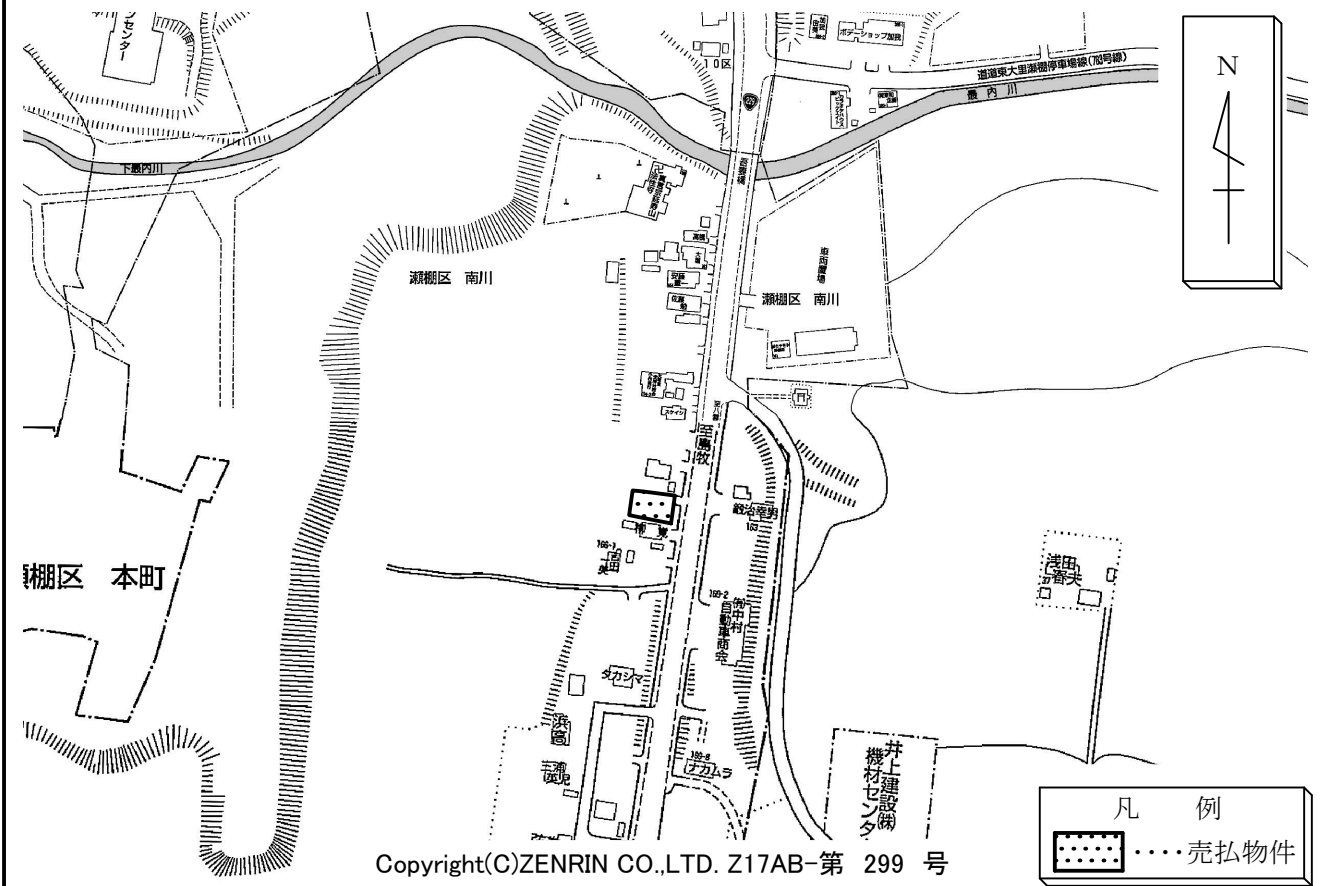
所在地

久遠郡せたな町瀬棚区南川 165番2 外1筆

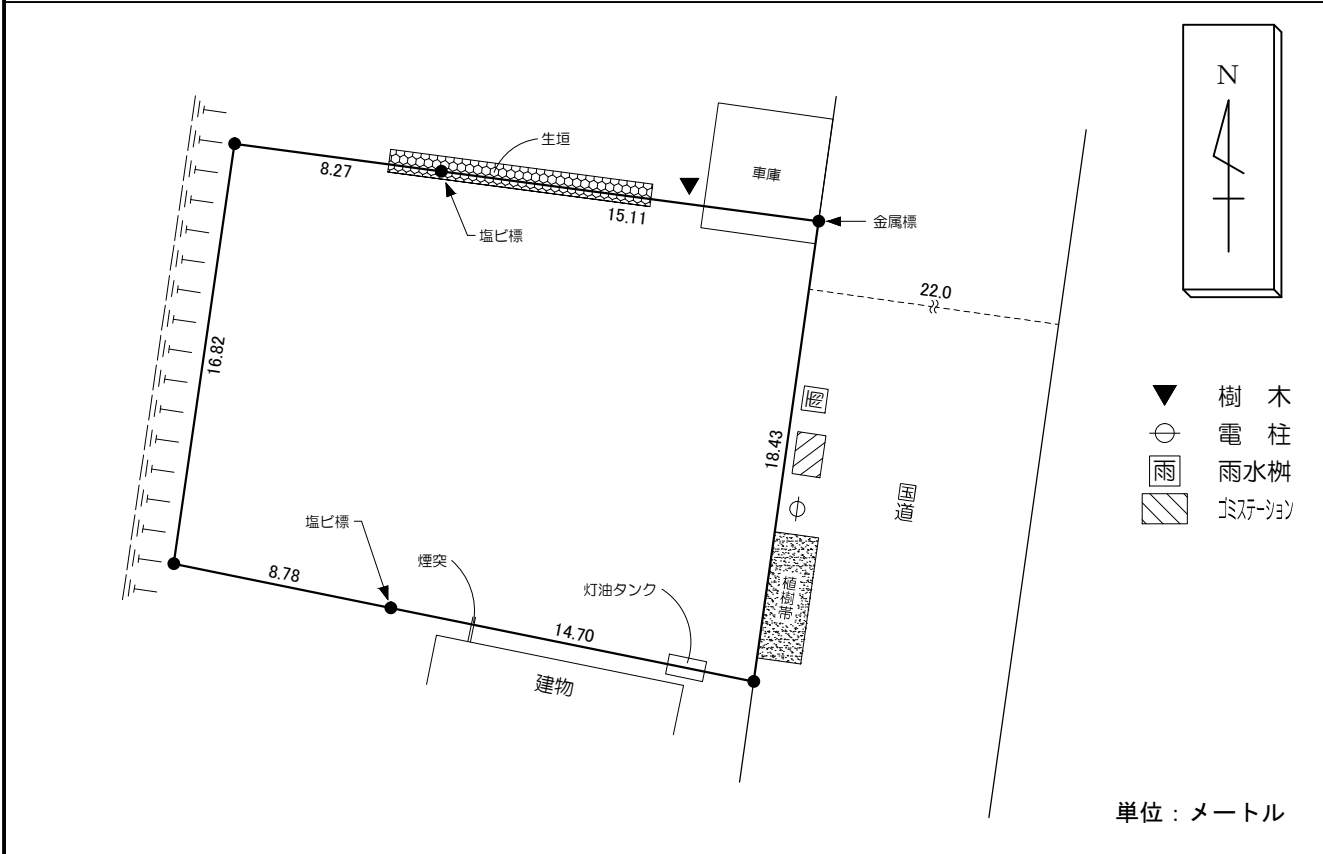
物件番号

67

# 案内図



# 概要図



※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	067
所在地	久遠郡せたな町瀬棚区南川165番2

